

大切なお知らせ

平成 年 月 日

〒



様

【宛先不明の場合の返送先】

年金事務所 お客様相談室

〒

国民年金記録を訂正させていただいた年金受給権者様へのお知らせ (老齢基礎年金の減額の見込み)

日頃から年金事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過日、当機構において、お客様の国民年金記録のうち、訂正が必要となる国民年金の「第3号被保険者期間（保険料納付済期間）」を「第1号被保険者期間（保険料未納期間）」に訂正しました。

このため、お客様の老齢基礎年金の額は、平成30年4月分（平成30年6月のお支払い）からは、記録訂正後の国民年金記録に基づく額又は記録訂正前の年金額（現在の年金額）の90%に相当する額のいずれか高い額に減額される見込みですので、事前にお知らせします。

※ 年金額（付加年金及び振替加算を除く）が減額された場合には、平成30年5月以降に送付する支給額変更通知書で改めてお知らせします。

【お客様の基礎年金番号】

【お問い合わせ区分】

※ このお知らせは、平成 年 月 日現在のデータで作成しています。
その後に、国民年金記録の見直しが行われたこと等により、行き違いで送付される場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせは、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所へ



0570-05-1165

<受付時間> 月曜日 午前 8:30~午後 7:00 *月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後 7:00 まで相談をお受けします。
火~金曜日 午前 8:30~午後 5:15 *祝日（第2土曜日を除く）、12月29日~1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前 9:30~午後 4:00

- 050 から始まる電話でおかけになる場合には（東京）03-6700-1165（一般電話）にお電話下さい。
- お問い合わせの際には、年金証書など、基礎年金番号が分かるものをご用意下さい。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。